海南市創業事業補助金交付要綱

　　平成28年４月１日

告示第72号

改正　平成29年３月31日　告示第59号

令和３年４月１日　告示第51号

令和７年３月28日　告示第28号

　（目的等）

第１条　この告示は、本市において創業を行う者及び海南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することにより、本市における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的とする。

２　この告示による補助金の交付に関しては、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1)　創業　事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。

　(2)　創業の日　個人にあっては開業の日をいい、法人にあっては法人設立の日をいう。

　(3)　事業所等　事業の用に供する事業所、事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、本社又は本店の機能を有するものをいう。

　(4)　飲食業　日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）で定められた飲食サービス業のうち、別表第１に定める業種をいう。

(5)　商店街　市内の商店街振興組合が組織されている区域及び一定の地域におけるおおむね10以上の小売業又はサービス業の店舗で商業関係団体が組織されている区域をいう。

(6)　都市機能誘導区域　海南市立地適正化計画で定める区域をいう。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

　(1)　創業サポート事業　市内に新たに事業所等を開設する事業で市長が必要かつ適当と認めるもののうち次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

　　ア　別表第２に定める業種に該当しないこと。

　　イ　他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。

　　ウ　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

　　エ　地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

　　オ　国、県、公益法人等が交付する補助金等の対象事業でないこと。

　　カ　個人が行う事業にあっては、新たに開始する事業に対する出資の総額が2,000万円を超えないこと。

　　キ　法人が行う事業にあっては、新たに設立する法人の資本金の額が2,000万円を超えないこと。

　　ク　補助金の交付決定後に開始し、当該年度内に完了する事業であること。

　(2)　創業セミナー開催事業　海南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業をいう。

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

　(1)　創業サポート事業　次に掲げる要件を満たす者

　　ア　市内に事業所等を設置し、又は設置を予定している者。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

　　イ　適切な事業計画を有していることについての海南商工会議所又は下津町商工会の確認を得ている者

　　ウ　海南市創業支援事業計画に基づく創業セミナーを修了した者又は修了する予定である者

　　エ　日本政策金融公庫の新創業融資制度その他の創業に関する融資を活用する者又は活用する予定である者

　　オ　市税の滞納がない者

　(2)　創業セミナー開催事業　海南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を行う者

２　次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者になることができない。

　(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその関係者

　(2)　政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第３条第１項に規定する政治団体

　(3)　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体

　(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

　（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び事業期間は、別表第３に定めるところによる。

２　算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

　（交付申請）

第６条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、海南市創業事業補助金交付申請書に別表第４に定める添付書類を添えて、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

　（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、海南市創業事業補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

　（交付条件）

第８条　補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

　(1)　次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

　　ア　補助対象事業の内容を変更しようとする場合

　　イ　補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

　　ウ　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　(2)　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

　（変更の承認）

第９条　前条第１号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、海南市創業事業補助金変更申請書に別表第４に定める添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　前項ただし書の軽微な変更とは、補助対象事業の実施に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更とする。

３　市長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更を承認するときは、海南市創業事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書により、申請者に通知する。

　（実績報告）

第10条　補助事業者（第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は事業完了後速やかに海南市創業事業実績報告書に別表第５に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（財産の管理及び処分）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年を経過する日以前に補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものは、この限りではない。

３　市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の残部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

　（関係書類の整備）

第12条　補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければならない。

　（事業所等の廃業又は移転）

第13条　補助金の交付を受けた補助事業者が補助事業完了後５年未満で事業所等を廃業する場合又は市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。

　（様式）

第14条　この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

　（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

　　附　則（平成29年３月31日告示第59号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

　　附　則（令和３年４月１日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

　　附　則（令和７年３月28日告示第28号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通番 | 日本標準産業分類細分類番号 | 細分類項目名（業 種） |
| 1 | 7611 | 食堂，レストラン（専門料理店を除く） |
| 2 | 7621 | 日本料理店 |
| 3 | 7622 | 料亭 |
| 4 | 7623 | 中華料理店 |
| 5 | 7624 | ラーメン店 |
| 6 | 7625 | 焼肉店 |
| 7 | 7629 | その他の専門料理店 |
| 8 | 7631 | そば・うどん店 |
| 9 | 7641 | すし店 |
| 10 | 7651 | 酒場，ビヤホール |
| 11 | 7661 | バー，キャバレー，ナイトクラブ |
| 12 | 7671 | 喫茶店 |
| 13 | 7691 | ハンバーガー店 |
| 14 | 7692 | お好み焼・焼きそば・たこ焼店 |
| 15 | 7699 | 他に分類されない飲食店 |

別表第２(第３条関係)

第３条第１号アに規定する業種

|  |
| --- |
| 農業 |
| 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。） |
| 漁業 |
| 金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） |
| 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所 |
| 娯楽業、サービス業等のうち以下のもの |
|  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項各号に定める風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業 |
|  | 易断所、観相業、相場案内業 |
|  | 競輪・競馬等の競走場、競技団 |
|  | 芸妓業、芸妓斡旋業 |
|  | 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 |
|  | 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） |
|  | 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。） |
|  | 宗教 |
|  | 政治・経済・文化団体 |

別表第３（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額 | 事業期間 |
| 創業サポート事業 | ①事業所等借入費（最大6か月分)（敷金、礼金、保証金、共益費は除く。）②事業所等予定物件の改修・改装に係る費用③設備購入費（汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。）④創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用(登録免許税、定款認証料、収入印紙代等は除く。)⑤広報費(パンフレットの印刷、ダイレクトメールの郵送料の実費(切手の購入代金は除く。)等)⑥その他創業に必要な費用※ 補助対象経費は市内の事業者に支出したものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。 | 【補助率】補助対象経費の1/2以内【補助金額】100万円（商店街もしくは都市機能誘導区域内で営業する飲食業の場合にあっては125万円）を上限とする。 | 交付決定の日から創業の日までとする。 |
| 創業セミナー開催事業 | ①人件費②謝金③旅費（講師等招聘に係る旅費を含む）④設備購入費（汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。）⑤会場借上料⑥広報費（印刷製本費含む。）⑦外注費⑧委託費⑨その他必要な経費 | 【補助率】補助対象経費の10/10以内【補助金額】70万円を上限とする。 | 交付決定の日から当該年度末日までとする。 |

別表第４（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 交付申請時添付書類 |
| 創業サポート事業 | (1)　創業サポート事業計画書（様式第６号）(2)　創業サポート事業に係る確認書（様式第７号）(3) 収支予算書(4)　市税の滞納が無いことの証明書(5)　その他市長が必要と認める書類 |
| 創業セミナー開催事業 | (1)　創業セミナー開催事業計画書（様式第８号）(2)　収支予算書(3)　その他市長が必要と認める書類 |

別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 実績報告時添付書類 |
| 創業サポート事業 | (1)　創業サポート事業報告書（様式第９号）(2) 収支報告書(3)　事業の実施状況に関する書類(4)　その他市長が必要と認める書類 |
| 創業セミナー開催事業 | (1)　収支報告書(2)　事業の実施状況に関する書類(3)　その他市長が必要と認める書類 |